

平成30年12月7日

資料提供先:岡山県政記者クラブ、岡山市政記者クラブ

※報道解禁:それぞれ取締終了時刻以降

特殊車両の適正な運行を!!

一般国道2号で道路法違反車両の取締を実施します

一定の大きさや重さを超える車両(特殊車両)が道路を通行する場合は、道路法に基づく許可が必要となります。岡山国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう継続的な取締を実施しています。この度、備前警察署及び岡山東警察署の協力のもと、下記のとおり取締を実施しますのでお知らせします。

なお、国土交通省は平成26年5月9日に「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を定め、許可基準の見直しや簡素化を行う一方で、悪質な違反者に対しては厳罰を課する方針としました。

これを受け、平成27年2月からは取締時に悪質な違反(車両総重量が基準の2倍以上で通行)を確認した場合には告発の対象とする厳罰化を図っています(別添参照)。

- 日 時 平成30年12月12日(水) 13:30~15:30
- 場 所 一般国道2号下り 三石交通監視所 (別紙-1参照)
- 日 時 平成30年12月7日(金) 13:30~15:30
- (予備日 平成30年12月13日(木) 13:30~15:30)
- 場 所 一般国道2号上り 竹原簡易パーキング (別紙-1参照)
- 目 的 橋梁、舗装等の保全や交通安全のため、大型トレーラー等の特殊車両の通行にあたっては、道路管理者の許可が必要となります(別紙-2参照)。
取締を行うことによって、制度の普及と違反車両に対する指導を行うものです。
- 留意事項 **当日は現地取材が可能です。**
なお、取締に関する報道の解禁は、それぞれ取締終了時間以降とさせていただきますので、ご協力をお願いします。
※雨天等により取締を延期することがありますので、取締日当日の8:30~10:00に実施の有無について管理第一課までご確認ください。

【問い合わせ先】国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所

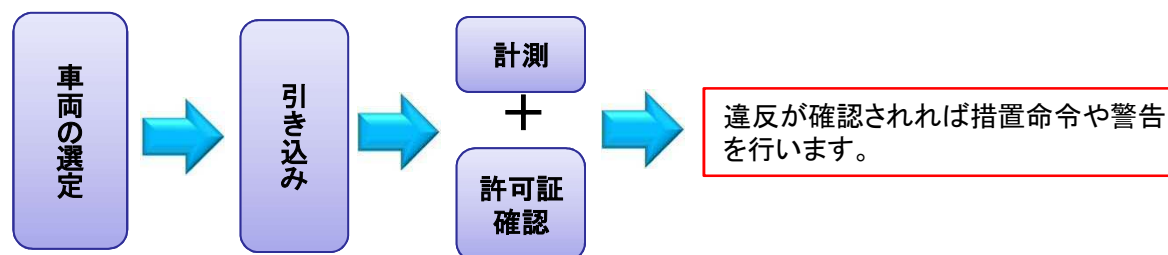
TEL 086-214-2220 (代表) 086-214-2472 (管理第一課直通)

副所長(管理) 松元 洋之(まつもと ひろゆき)

(担当) 管理第一課長 高田 浩司(たかた こうじ)

(広報担当) 計画課長 田嶋 崇志(たじま たかし)

取締の流れ



違反車両への対応

①取締



写真は平成29年6月21日の里庄簡易パーキングにおける取締状況です。



②違反者に対する措置(当日)

総重量超過のため積載物軽減、夜間通行条件の時間まで待機 → **措置命令書**を発出
※積載物軽減の方法・・・別の車両を手配して現地で積荷を分割積載
近傍施設で積載物の積み卸し
措置命令に該当しない違反の場合は**警告書**を手交

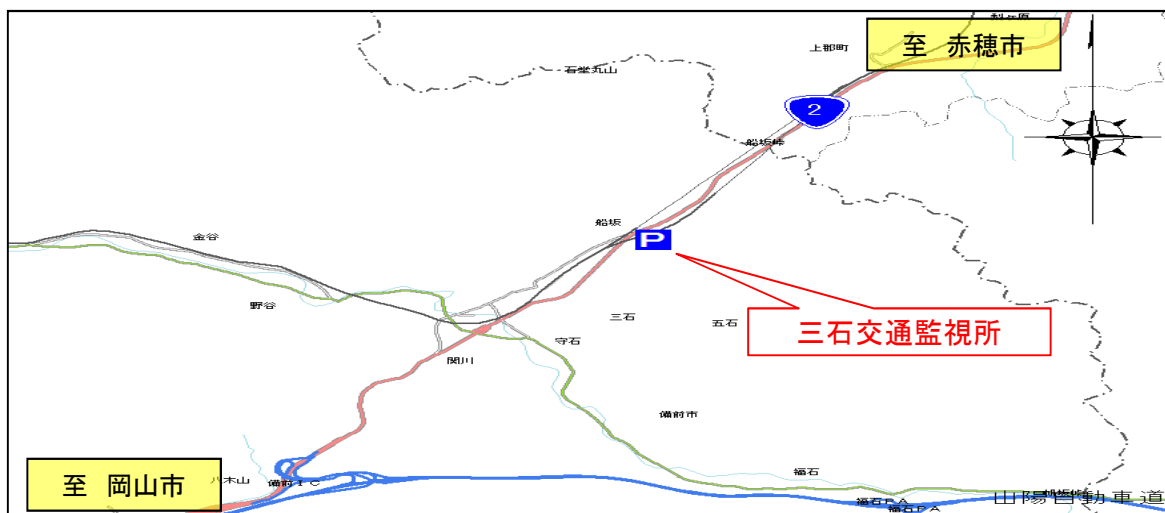


③措置命令の場合、運行会社に対する措置(後日)

- ・違反行為の再発防止のため、会社あてに**警告書**を発出。
- ・再度措置命令に該当する違反をした場合は、岡山国道事務所において**是正指導**を実施。

○日 時 平成30年12月12日(水) 13:30~15:30

場 所 一般国道2号下り 三石交通監視所 備前市三石地内



○日 時 平成30年12月7日(金) 13:30~15:30
(予備日 平成30年12月13日(木) 13:30~15:30)

場 所 一般国道2号上り 竹原簡易パーキング 岡山市東区竹原地内

※ここでは重量の計測は行いません。



一般財団法人日本デジタル道路地図データベースを使用

平成29年度の実績結果

実施日	路線	取締場所	取締台数	違反台数	措置命令	警告
H29.5.16	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	6	4	0	4
H29.5.22	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	7	2	0	2
H29.6.13	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	7	4	0	4
H29.6.21	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	8	3	0	3
H29.7.19	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	6	3	0	3
H29.7.20	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	7	4	0	4
H29.8.24	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	6	4	0	4
H29.9.6	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	10	1	0	1
H29.9.8	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	7	4	0	4
H29.10.11	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	5	5	0	5
H29.10.12	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	4	2	2	0
H29.11.6	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	9	2	0	2
H29.11.8	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	7	4	0	4
H29.12.13	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	4	2	2	0
H30.2.14	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	7	3	2	1
合 計			100	47	6	41

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

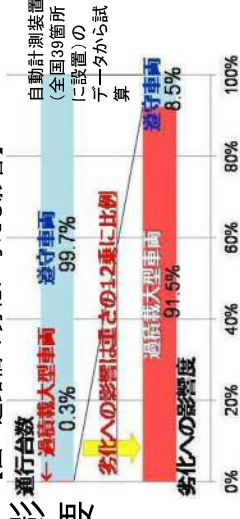
背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

➡ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

【図 道路橋の劣化に与える影響】



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

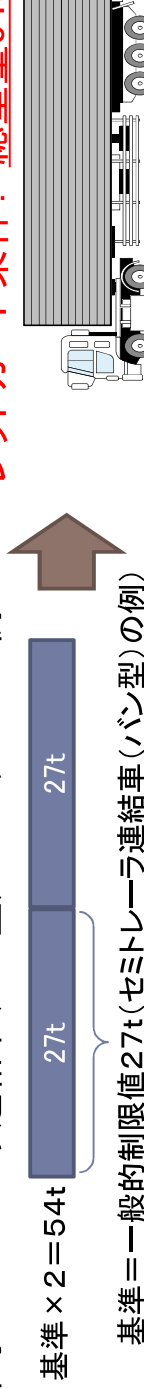
告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値 (国管理道路は最大27t) を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例



レッドカード条件:「総重量54t以上」

※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)

※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合においては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条(無許可)により、100万円以下の罰金等

荷主・運送関係の皆様へ
大型車両の
適正な通行を!

ご存知ですか？
道路法に基づき定められた
必要な手続きです





道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。

社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

道路の構造による限度 (単位別制限等)	道路運送車両の保安基準 (参考)	道路交通法 (参考)
長さ 通行（道路・橋梁）状部 で12m、交通量が多いと なると、制限はなくなる （これを要する）	自動車体高は2.5m （乗用車は2.1mまで、 トラックは2.4mまで、 （それぞれが12mまで）	規定なし ただし、 乗用車 を運行し る車両は2.5m 規定なし
幅 幅員状部で2.5m	自動車体高は2.5m	規定なし ただし荷物の積み出しは 4m以下
高さ 幅員状部で3.8m （一部道路では4.1m）	自動車体高は3.8m	規定なし （一部道路では4.1m）
総重量 （重・乗用・貨物） 幅員状部で20t （一部道路では車両の構造に 応じて最大25.5t）	原則20t ただし自動車等の構造に 応じて最大25t	規定なし ただし、 乗用車 の構造等に 応じては25.5t以下（ 乗用車 ）
軸重（各） 最小回転半径 幅員状部で10t 12.0m	最大10t	規定なし

↑
 どれか1つでも越える車両は、
 「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特種車庫通行許可証」は

道路法第47条第1項

問題の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいふ）、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。）の幅、重量、高さ及び最小回頭半径の値は諸国は法令で定める。

道路法第47条第2項

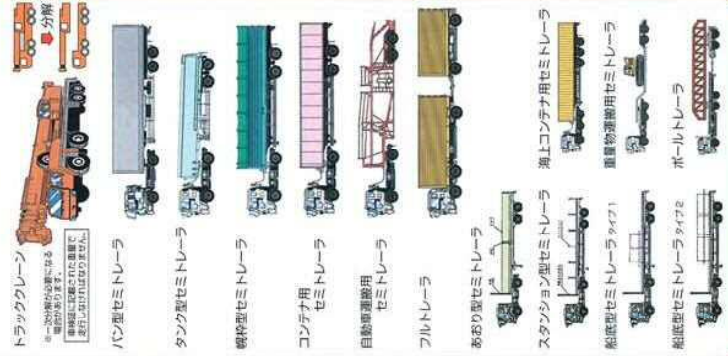
車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両中に搭載する貨物の特殊であるためやむを得ないとして認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による若しくは別項にかかわらず、当該車両の構造及び用途等と道路の状況とを考慮し、通行経路、通行時間について、道路の構造を指定せしめようとする等の申請に基づいて、通行の制限を付し、同条第1項の規定を適用する。又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の規定の定め定める最高速度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

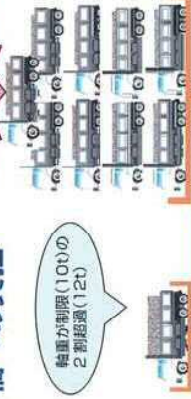
特殊車両に該当する車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、軸距等は運搬する重量によって異なります。



超重量車両が
及ぼす
橋への負担

橋への負担は
制限(10t)以下の車両で



飯に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の被害が蓄積されることとなります。

超重量車両が及ぼす
橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4車、RC床版で12車といわれています。



誘導車の適切な配備をお願いします。

調査の結果、環境管理者が通行することわざをええないと認めるときには、通行に必要の条件を附して許可します。この条件を通行条件といいます。通行条件には次のようなものがあります。

1. 土壌の調査や地質調査と差出人部などを通ずる際に他の交通安全を確保するための誘導の措置や地質調査の安全などのために配置するものです。

正誤判定	誤謬についての内容	寸違についての内容
A	銀行の貸付の額を貸付金と記す。	銀行の貸付の額を貸付金と記す。
B	銀行の貸付の額を貸付金と記す。	銀行の貸付の額を貸付金と記す。
C	銀行の貸付の額を貸付金と記す。	銀行の貸付の額を貸付金と記す。
D	銀行の貸付の額を貸付金と記す。	銀行の貸付の額を貸付金と記す。

※手の他、週行時間率の指定がある場合も遵守が必要です。

逼反肉密

取締りの方法

■取締基地（昼夜実施）

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

■ 自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。
データベースにアクセスして許可の有無等を判定。

判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を
送付します。

たれし校中を編輯指正し、更に口説く呼び出しを行い、

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

— 一般制限値を超える車両の通行には特車通行許可の申請が必要です。
申請手続きを行わないと、**100万円以下の罰金**が科せられます(道路法第104条第1号)。

とくに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。
特重シツドカードと称し、基準の2倍以上の重総重量で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は**即時告発**を行います。

荷主、運送事業者のみならず、またにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。